

資料3



宇宙活動法 - 打上げ事業者から見た論点 -

2015.10.13

三菱重工業株式会社
防衛・宇宙ドメイン

防宇営A150079号

1. 欧米との比較

欧米との比較

項目		日本		アメリカ	フランス
		現状(JAXA法等)	活動法(基本的な考え方)		
責任	責任集中	JAXA法に基づく特約(注1)によりJAXAが責任負担。 (注1)JAXAが実施する安全監理業務の特約(政府、商業ミッション共通)	打上げ実施者が代表して被害者に対応。 厳格責任*3の導入。	責任集中していない。	打上げ事業者(アリアンスペース社)に責任集中)
	責任終期	JAXA法では特段規定無し (民法等の一般原則に従う)	記載無し	無期限(規定無し)	打上げ後1年
第三者損害賠償	保険	JAXA法及び個別の打上げ契約により、MHIが第三者賠償保険を付保することが義務付けられている。 保険額(200億円)は内閣府・総務省・文科省告示により規定されている。	打上げ実施者に第三者賠償保険等により資力の確保を義務付ける。 保険額はロケット及び射場ごとに適切な金額を定める。	45M\$(54億円)*1 [ケープカナベラル射場] 90M\$(108億円)*1 [ハンデンバーグ射場]	5000万~7000万ユーロ (65億~91億円)*2
	保険額を超えた場合の国の関与	JAXA(政府)が損害賠償負担の全部を負担する。	損害賠償措置でカバーできない地上の第三者損害について、国の補償を設定する。	1.5B\$(約1,800億円)*1 まで議会の承認に基づいて政府が補償	保険による賠償額を超過する部分を政府が無制限に補償する

*1 \$ = 120円

*2 € = 130円

*3 一定の免責事由のある無過失責任

2. 打上げ事業者から見た論点

活動法全般

既計画・既契約の打上げへの影響(下記)回避のための救済措置。

- 打上げマニフェストの変更
H28年度、H29年度は多数機の打上げが計画されておりスケジュール的に非常にクリティカルな状況。
- 契約の変更等

● 厳格責任

被害者の故意によって発生した損害及びTPL保険において保険金支払いの免責事由となる損害(打上げ実施者の故意に起因するものを除く)の扱い。

● 責任集中

- ①JAXA(政府)が実施する射場の維持・管理及び安全監理業務に起因する第三者損害の扱い。
- ②打上げ実施者の責任の終期。
- ③打上げ実施者から損害の原因者への求償権の行使。
 - ・当事者間で事前に明示の特約を締結している場合
 - ・損害を発生させようとする故意ある第三者に対する場合

● 国の補償

- ①TPL保険の付保範囲(保険金額、保険責任期間等)を(政省令等で)定め、打上げ実施者の責任をTPL保険の範囲に限定、TPL保険でカバーされない範囲は国家補償がなされる仕組みを法制度として明確化。
- ②迅速かつ確実な国家補償が可能な法整備。